

《令和9年度・10年度》
湯梨浜町建設工事入札参加資格審査申請手続き等説明書

令和9年度および令和10年度に湯梨浜町が発注する「建設工事」に係る入札参加資格の審査申請手続き等については、下記にしたがって申請書を作成し、提出してください。

1. 申請方法

▽鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（^{ディーキャス}T C A S）による申請（電子申請）
※今回から、従来の紙による申請は原則受け付けませんので、ご注意ください。

2. 申請手続き

（1）受付期間等

受付期間			認定期間
第1期	第1回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年4月1日～令和11年3月31日
	第2回	令和9年4月1日～令和9年4月30日	令和9年7月1日～令和11年3月31日
	第3回	令和9年7月1日～令和9年7月31日	令和9年10月1日～令和11年3月31日
第2期	第4回	令和9年10月1日～令和9年1月31日	令和10年4月1日～令和11年3月31日
	第5回	令和10年4月1日～令和10年4月30日	令和10年7月1日～令和11年3月31日
	第6回	令和10年7月1日～令和10年7月31日	令和10年10月1日～令和11年3月31日

▲T C A Sの「申請」ボタンを押下できる期間は上記期間です。

【TCAS 対応自治体】鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町

※申請の受付は上記期間のみで、随時受付は行っていないので、ご注意ください。

※申請書類の訂正、修正、不備等による追加・再提出は、受付期間最終日の翌月末までとし、それまでに申請書類が整わない場合は、受け付けを取り消す場合があります。

（2）申請書様式等入手方法

鳥取県公式ホームページ（とりネット）またはT C A Sからダウンロードしてください。

（とりネット）<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32784>

（T C A S）<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

※どちらのリンクからでも様式がダウンロードできます。

※前回認定時から様式を変更していますので、必ず今回の様式を取得して作成してください。

（3）提出方法

T C A Sに必要な事項を入力し、必要資料をT C A Sに貼り付けて提出（申請）してください。

※T C A Sにてシステムの操作説明書がご覧いただけます。

3. 留意事項

以下の事項に該当する場合は、申請することはできません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

(2) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者

- ① 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等（役員として登記または届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- ② 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
- ③ 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力または暴力団員を利用するなどしているとき。
- ④ 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与しているとき。

4. その他

資格の認定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください。その際は、変更事項を証する書類を添付してください。

なお、申請先や希望工種・業務の変更が可能な時期は、1ページの受付期間内のみです。それ以外の内容変更および申請の取り下げについては、随時申請が可能です。

（※詳しくは、システムの操作説明書をご参照ください。）